（業務改革推進専門官及び総務・会計専門官）

**第十八条**　総務課に、業務改革推進専門官及び総務・会計専門官それぞれ一人を置く。

2　業務改革推進専門官は、消費・安全局の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

3　（略）

（国際政策室並びに国際連絡調整官、国際専門官、業務改革推進専門官、管理官及び総務・会計専門官）

**第二十五条**　総務課に、国際政策室並びに国際連絡調整官一人、国際専門官四人、業務改革推進専門官一人、管理官一人及び総務・会計専門官一人を置く。

2～5　（略）

6　業務改革推進専門官は、輸出・国際局の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7・8　（略）

（海外展開専門官、輸出戦略調査官及び輸出連携推進調査官）

**第二十六条**　輸出企画課に、海外展開専門官、輸出戦略調査官及び輸出連携推進調査官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　輸出戦略調査官は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する重要事項（輸出連携推進調査官の所掌に属するものを除く。）についての調査、企画及び連絡調整を行う。

4　輸出連携推進調査官は、農林水産省の所掌事務に係る物資の輸出のための取組を行う者その他の関係者の間の連携を要する重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行う。

（国際専門官及び国際交渉官）

**第二十八条**　国際地域課に、国際専門官四十二人及び国際交渉官五人を置く。

2・3　（略）

（国際専門官、国際交渉官、上席国際交渉官、国際農業機関調整官及び関税調整官）

**第二十九条**　国際経済課に、国際専門官二十二人、国際交渉官四人、上席国際交渉官二人、国際農業機関調整官一人及び関税調整官一人を置く。

2～6　（略）

（地理的表示保護推進室及び種苗室並びに知的財産専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官、審判官、首席審判官及び国際専門官）

**第三十条**　知的財産課に、地理的表示保護推進室及び種苗室並びに知的財産専門官一人、地理的表示審査官六人、審査官二十一人、総括審査官一人、審判官一人、首席審判官一人及び国際専門官三人を置く。

2　地理的表示保護推進室は、特定農林水産物等の名称の保護に関する事務をつかさどる。

3　地理的表示保護推進室に、室長を置く。

4～12　（略）

（生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官、指導官、生産専門官、業務改革推進専門官、総務・会計専門官、国際専門官及び監査官）

**第三十一条**　総務課に、生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官二人、指導官二人、生産専門官三人、業務改革推進専門官一人、総務・会計専門官一人、国際専門官二人及び監査官一人を置く。

（総務・会計専門官）

**第十八条**　総務課に、総務・会計専門官一人を置く。

（新設）

2　（略）

（国際政策室並びに国際連絡調整官、国際専門官、管理官及び総務・会計専門官）

**第二十五条**　総務課に、国際政策室並びに国際連絡調整官一人、国際専門官四人、管理官一人及び総務・会計専門官一人を置く。

2～5　（略）

（新設）

6・7　（略）

（海外展開専門官及び輸出戦略調査官）

**第二十六条**　輸出企画課に、海外展開専門官及び輸出戦略調査官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　輸出戦略調査官は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行う。

（新設）

（国際専門官及び国際交渉官）

**第二十八条**　国際地域課に、国際専門官四十二人及び国際交渉官六人を置く。

2・3　（略）

（国際専門官、国際交渉官、上席国際交渉官、国際農業機関調整官及び関税調整官）

**第二十九条**　国際経済課に、国際専門官二十二人、国際交渉官五人、上席国際交渉官二人、国際農業機関調整官一人及び関税調整官一人を置く。

2～6　（略）

（種苗室並びに知的財産専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官、審判官、首席審判官及び国際専門官）

**第三十条**　知的財産課に、種苗室並びに知的財産専門官一人、地理的表示審査官六人、審査官二十一人、総括審査官一人、審判官一人、首席審判官一人及び国際専門官三人を置く。

（新設）

（新設）

2～10　（略）

（生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官、指導官、生産専門官、総務・会計専門官、国際専門官及び監査官）

**第三十一条**　総務課に、生産推進室、国際室及び会計室並びに企画官二人、指導官二人、生産専門官三人、総務・会計専門官一人、国際専門官二人及び監査官一人を置く。